

# 序章. 越前市立地適正化計画とは

## (1) 策定の背景と目的

---

- ・本市では、目指すべきまちの将来像を実現していくための具体的な方策をハード・ソフトの両面から捉えた、まちづくりに関する総合的な指針として、平成20年3月に都市計画マスタープランを策定しました。
- ・その後、人口減少・少子高齢化の進行、中心市街地活性化や北陸新幹線南越駅(仮称)周辺整備の具体化等のまちづくりの根幹に関わるプロジェクトの進行等、本市を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。
- ・こうした中、人口減少・少子高齢時代の進展を踏まえたまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法が改正され、都市のコンパクト化を図る手段として、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能<sup>1</sup>の立地、公共交通の充実等に関する計画として「立地適正化計画」の策定が可能となりました。
- ・本市においても将来的な人口減少・少子高齢時代の到来が確実視されており、現在の市街地規模のままで人口減少が続けば、今まで身近に利用できた医療・福祉・商業等の生活サービス機能<sup>2</sup>や公共交通等の日常生活に必要な機能が低下し、現在の暮らしやすさが損なわれていくことが懸念されています。
- ・このため、都市計画マスタープランの改定に併せて立地適正化計画を策定し、居住や都市機能の適正な誘導により、人口減少・少子高齢時代においても持続可能なコンパクトなまちづくりを進めることで、現在の暮らしやすさの維持を図ります。

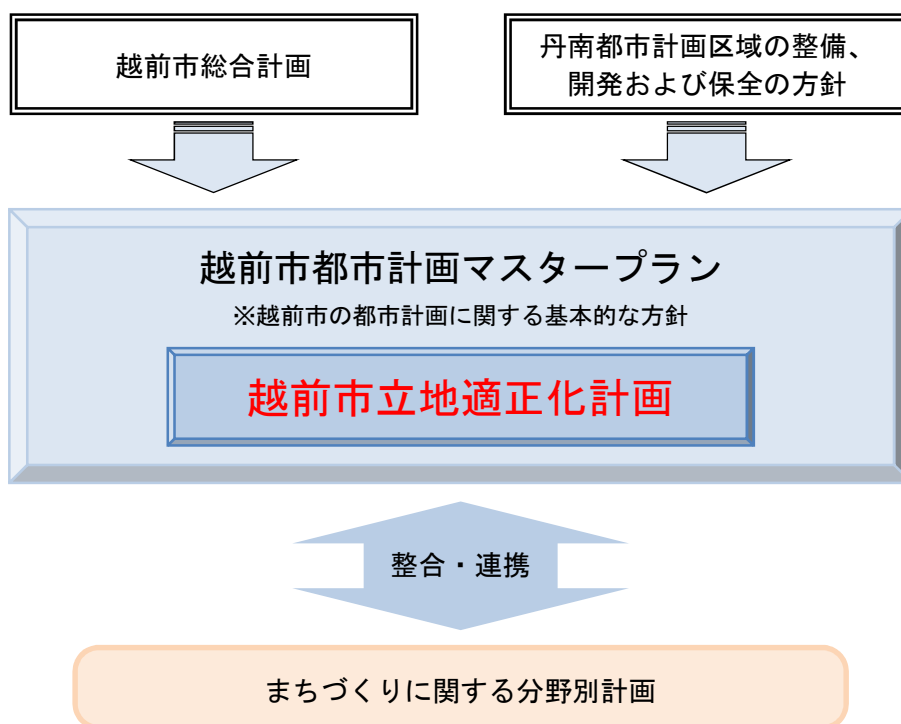
---

<sup>1</sup>都市機能…機能とは、もののはたらきのこと。相互に関連し合って全体を構成しているものの各要素や部分が、それぞれが担っている固有の役割・作用。また、そうした役割を果たすこと。都市機能とは、市民や企業など、都市において活動する主体の多様なニーズに対応する機能。

<sup>2</sup>生活サービス機能…地域住民を対象とする日常生活サービスを提供する機能。

## (2) 計画の位置付け

- ・越前市立地適正化計画は、都市再生特別措置法第82条に基づき、越前市都市計画マスタープランの一部とみなされます。このため、越前市都市計画マスタープランと同様に、越前市総合計画を上位計画とし、まちづくりに関する分野別計画等とも整合性を保ちながら定めます。
- ・また、福井県の策定した「丹南都市計画区域の整備、開発および保全の方針（都市計画区域マスタープラン<sup>3</sup>）」とも整合を図りつつ定めます。



### ■計画の位置付け

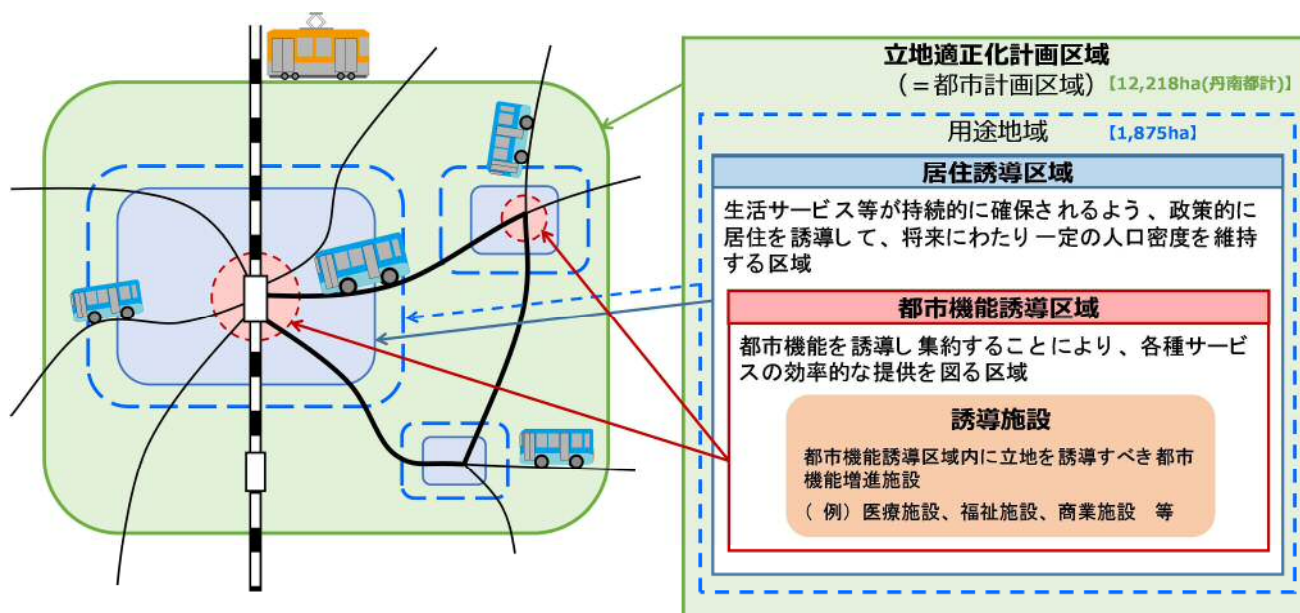
<sup>3</sup>都市計画区域マスタープラン…都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針。

### (3) 計画の記載事項

- ・立地適正化計画では、必ず定める事項を以下のように設定しています。

#### 【立地適正化計画に必ず定める事項】

- ・立地適正化計画の区域（＝都市計画区域）
- ・立地の適正化に関する基本方針
- ・居住誘導区域の設定と実現化方策
- ・都市機能誘導区域の設定と実現化方策
- ・誘導施設の整備事業等



■立地適正化計画のイメージ

### (4) 目標年次

- ・越前市立地適正化計画は、概ね20年後（平成52年度）の人口、高齢化の状況等を展望した上で、概ね10年後に必要な都市機能、居住を誘導すべき区域等について検討します。都市計画マスタープランの見直しに併せて見直すことを基本としますが、必要に応じて適宜見直しを行います。